

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年四月二十六日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 菅 義偉

**政令第百六十一号**

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十六条第二項及び第十七条第一項から第三項まで（これらの規定を同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「三千七百七十万円」を「四千万円」に、「八十二万円」を「八十八万円」に、「千八百八十五万円」を「二千万円」に、「四十一万円」を「四十四万円」に改め、同項第三号中「二千八百万円」を「三千万円」に、「千四百万円」を「千五百万円」に改める。

第七号第二号中「千八百四十円」を「二千五百五十円」に改め、同条第三号中「千八百八十円」を「千九百三十円」に改める。

第八号中「二十五円」を「十五円」に改める。

第九号中「五月三十一日」を「同月三十一日」に改める。

附則第五号第三項中「この項」の下に「及び第九号」を、「保育所等の管理下」との下に「、第九号中「第十七号第三項」とあるのは「附則第八号第二項において準用する法第十七号第三項」と、「五月一日」とあるのは「五月一日(同月二日から当該年度の末日までの間に経営を開始する保育所等(当該保育所等の設置者が当該保育所等の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結するものに限る。以下この条において「特定保育所等」という。)にあつては、その経営を開始する日)」と、「同月三十一日」とあるのは「同月三十一日(特定保育所等にあつては、その経営を開始した日の属する月の翌月の末日)」とを加え、同条第四項中「第四号」の下に「並びに第九号」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(以下「新令」という。)第三条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限り、新令附則第五号第三項において準用する場合を含む。)は、平成三十一年四月一日以後に生じた障害に係る障害見舞金及び同日以後に死亡した者に係る死亡見舞金については、適用し、同日前に生じた障害に係る障害見舞金及び同日前に死亡した者に係る死亡見舞金については、なお従前の例による。

3 新令第七号(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第八号(新令附則第五号第三項において準用する場合を含む。)の規定は、平成三十一年度以後の年度に係る共済掛金の額(免責の特約を付した場合に共済掛金の額に加える額を含む。以下この項において同じ。)について適用し、平成三十一年度までの共済掛金の額については、なお従前の例による。

財務大臣臨時代理

国務大臣 石田 真敏

文部科学大臣 柴山 昌彦

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉